

議案第 2 1 号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成 2 0 年墨田区条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。